

(公印省略)

情報審第366号
令和4年1月28日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 様

情報公開・個人情報保護審査会

補充理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された補充理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和元年（行情）濟問第91号

事件名：「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられている文書等の不開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和4年2月14日（月）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁の閲覧に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

提出先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4F

TEL 03-5501-1720

FAX 03-3502-7350

(別 紙)

令和元年（行情） 諒問第91号事件

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

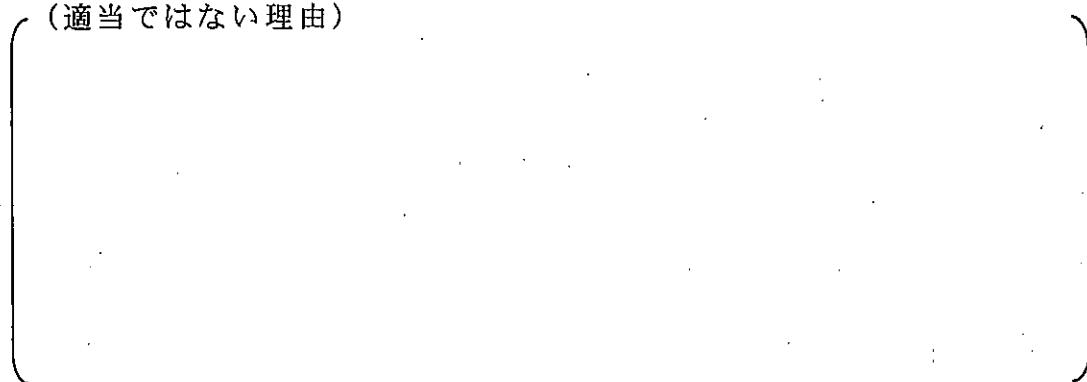
令和 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)





補充理由説明書

1 令和元年 6 月 14 日付け法務省刑国第 64 号諮問書添付の理由説明書について、以下のとおり、諮問庁の判断及び理由を補充する。

(1) 平成 25 年度の番号 2 の文書の大臣署名及び印影部分について
当該文書は、財務大臣からの F A T F 議長への文書である。

財務大臣の署名及び印影は、当該文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであり、署名部分は、レターに用いる署名であることから、署名という社会通念上より高い認証的機能に照らせば、当該部分は法 5 条 1 号にも該当し、印影部分は、これが押された文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであり、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報としての意味を有しているというべきであるため、当該部分は法 5 条 1 号にも該当する。

なお、財務大臣の氏名が既に公にされているからといって、当該署名及び印影を公にしている事情はない。

(2) 上記 (1) 掲記の文書中の財務省の電話番号及び F A X 番号について
当該文書のうち、標記の電話番号等に関する情報は、一般に公にされていないものであることから、当該部分を公にすると、いたずらや偽計等に使用され、今後の F A T F 対応に係る事務やその他の業務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 6 号柱書きにも該当する。

(3) 平成 25 年度の番号 89 の文書について

当該文書のうち、各文書の仮訳の確認に用いた資料については、F A T F 会合において検討した内容を反映させた資料であり、F A T F 会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となるのであって、F A T F が非公開を前提としている文書を公にすると、F A T F との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号にも該当する。

(4) 平成 25 年度の番号 33, 37, 73, 115, 133 及び 134, 平成 26 年度の番号 33 及び 68, 平成 27 年度の番号 28, 36, 47, 65, 85 及び 100 並びに平成 28 年度の番号 32, 51 及び 86 の各文書について

当該各文書は、今後の F A T F 対応に資するため、関係府省庁間において、F A T F 会合での各国の意見や指摘事項を整理し、検討したものであり、その目的のため、関係府省庁の F A T F に関する関心事項や着眼点が率直に反映されたものとなっていることから、当該各文書の不開示維持部分を公にすると、関係府省庁の関心事項等が明らかとなり、それを記録することをちゅうちょするなどして、今後の F A T F 対応における十分な議論、意思疎通に支障を来し、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ

があるため、法5条5号にも該当する。

(5) 上記(4)掲記の各文書中の警察庁の係長級の職員に関する情報について

当該部分については、係長相当職以下の職にある警察庁職員に係るものであり、警察庁においては、係長相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようと接近、懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなどの個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあることから、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号にも該当する。

(6) 平成25年度の番号68の文書について

当該文書は、平成25年度の番号23の文書等と同種の文書であり、FATF会合の対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであるから、これを公にすることにより、今後のFATF会合への対応に関する省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

(7) 平成25年度の番号25の文書について

当該文書のうち、法務省内における関係部局間の連絡文書（メール、FAX、事務連絡等）を除く部分（2文書）について、その全部を不開示とした理由を次のとおり追加する。

当該各文書は、特定期間における法務省幹部への報告案件等が記載された文書であり、これらを公にすると、報告の対象となる情報や当該情報の共有の範囲等が明らかになることから、当該各情報が開示されてしまうことを懸念し、法務省内におけるこれらの情報等の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、結果として、今後の同種の照会に対し、適正な把握が困難になるおそれがあることから、法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(8) 平成25年度の番号53の文書について

当該文書は、FATFハイレベル使節団来日スケジュールの変更について関係府省庁において共有した文書であり、これを公にすることにより、今後のFATF対応について、法務省に直接関係しない情報についてやり取りをすることを差し控え、関係府省庁との間の迅速で円滑な情報共有等が困難になり、その結果、関係府省庁からの連絡等が遅延したり、法務省が正確な情報を入手できなくなったりするなど、FATF対応に係る情報

の取得といった法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(9) 平成25年度の番号76の文書について

当該文書のうちの記者会見想定に記載された連絡先の電話番号に関する情報は、一般に公にされていない電話番号であり、当該部分を公にすると、いたずらや偽計等に使用され、今後のFATF対応に係る事務やその他の業務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(10) 平成25年度の番号99の文書について

当該文書は、第8次フォローアップ報告書案等及びその参考資料であり、当該参考資料は、飽くまでも検討が未成熟な段階である当時のFATF対応について記載されたものであるため、その後の更なる検討の状況や結果が何ら反映されていないものである。FATF対応は大きな社会的影響を有するところ、当該部分を公にすると、上記のとおり未成熟な検討段階の考え方方が独り歩きするなどして、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(11) 平成26年度の番号32、67及び91、平成27年度の番号45、75及び109並びに平成28年度の番号6、34、52及び87の文書について

当該各文書は、全国銀行協会からの質問事項、当該質問に対する回答（応答要領等）及びその案、面談内容を記載した文書（面談概要）並びに当該面談に関する資料（座席表等）であり、我が国のFATF対応についての同協会の問題意識、着眼点、同協会の質問に対する回答、当該面談の日時、座席表及び出席者等の記載がある。当該各文書を公にすると、非公開を前提とした議論及びその出席者等が公にされることにより、同協会との信頼関係が損なわれ、今後同協会が率直な意見の申述を行うことをちゅうちょするなど、同協会の我が国のFATF対応についての意見の把握を困難にするおそれがあり、今後の我が国のFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるほか、我が国のFATF対応に係る組織的な体制、情報共有の範囲等が明らかになるところ、FATF対応が大きな社会的影響を有することから、出席者や当該出席者が所属する部署に対し、利害関係者等から不当な圧力が掛かるおそれがあり、その結果として我が国のFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当す

る。

(1 2) 平成26年度の番号38の文書について

当該文書は、FATF対応についての想定問答及びその案であり、そのうち、関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答については、当該文書の日付及び当時のFATF対応の状況を踏まえると、その内容を公とすることを前提とした想定問答ではなく、限られた関係者への説明時に用いるための想定問答であり、FATF対応について機微な事項についても記載していることから、これを公にすると、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、今後のFATF対応に向けた国の機関等の内部又は相互間における政策調整に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(1 3) 平成29年度の番号6及び番号8の文書について

当該各文書は、FATF対応について検討した関係省庁連絡会議の資料及び結果を法務省内で供覧した文書であり、当該各文書の決裁・供覧欄については、当該部分を公にすると、FATF対応に係る組織的な体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかになることから、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれがある。さらに、当該文書には、FATF対応を行うに当たっての率直な意見等も記載されていることから、いずれこうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(1 4) 法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書（メール、FAX、事務連絡等）について

当該連絡文書の全部を不開示とした理由を次のとおり追加する。

ア FATF対応は社会的な影響が大きく、標記文書を公にすると、FATF対応に係る組織的な体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかになり、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれがある。さらに、当該文書には、FATF対応を行うに当たっての率直な意見等も記載されていることから、いずれこうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

イ メールアドレス、電話番号等の連絡先に関する情報は、一般に公にされていない電話番号及びメールアドレス等であり、当該部分を公にする

と、いたずらや偽計等に使用され、今後のFATF対応に係る事務やその他の業務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

ウ 電子メールに関する情報（電子メールソフトに関する情報及びURL）については、外部からサーバー等への侵入があった場合に、当該ファイルを容易に探索され、改ざんやコピーがされ得るなどセキュリティ上の問題等が発生し、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

2 新たに開示する部分について

原処分について、諮詢庁において改めて検討した結果、別表に掲げる部分については、開示することとする。

別表（諮問庁が開示する部分）

(注) 表中の文字数の考え方については、句読点、記号及び括弧も1文字と数える。

	番号	開示する部分
平成 25 年度	1	1枚目表2行目ないし6行目
	2	4行目1文字目ないし14文字目、5行目ないし7行目、25行目ないし27行目及び32行目
	7	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	9	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	11	3枚目上から1行目、3行目ないし6行目、20行目、21行目及び25行目
	33	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行目及び14行目、8枚目表4行目及び5行目、10枚目裏下から9行目及び10行目並びに11枚目裏8行目及び9行目
	37	1枚目表左側2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行末尾、1枚目表右側1行目ないし3行目、4枚目表左側20行目及び21行目、7枚目表右側12行目及び13行目、9枚目表左側下から4行目及び5行目並びに9枚目裏左側17行目及び18行目
	38	1枚目表2行目ないし8行目、8枚目(上部の手書き部分を除く。)ないし10枚目、13枚目及び19枚目表
	43	2枚目表3行目1文字目ないし29文字目及び4行目ないし8行目並びに2枚目裏7行目及び8行目
	44	6枚目表及び裏並びに8枚目表ないし12枚目表
	60	6枚目表及び裏
	66	1枚目表11行目5文字目ないし28文字目及び24行目2文字目ないし29文字目
	73	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行目及び14行目、7枚目裏下から6行目及び7行目、8枚目表下から8行目及び9行目並びに9枚目表9行目及び10行目
	75	15枚目表ないし17枚目表
	76	89枚目表の全て、97枚目表の全て並びに118枚目表下から1行目6文字目ないし14文字目
	99	45枚目表16行目ないし46枚目表最終行目

	1 1 5	3枚目表左側2行目ないし15行目17文字目, 16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目, 3枚目表右側1行目ないし3行目, 4枚目表左側1行目及び2行目, 4枚目裏左側1行目, 2行目, 13行目及び14行目, 4枚目裏右側8行目及び9行目, 5枚目表下から8行目及び9行目, 13枚目表左側2行目ないし15行目17文字目, 16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目, 13枚目表右側1行目ないし3行目, 14枚目表左側2行目及び3行目, 14枚目裏右側14行目及び15行目, 15枚目裏左側下から4行目及び5行目, 18枚目裏左側下から4行目及び5行目並びに19枚目裏左側13行目及び14行目
	1 3 3	3枚目表2行目ないし15行目12文字目, 16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目, 3枚目裏1行目ないし3行目, 5枚目表13行目, 14行目, 32行目及び最終行目, 12枚目表下から8行目及び9行目, 12枚目裏3行目及び4行目並びに14枚目裏1行目及び2行目
	1 3 4	2枚目表左側2行目ないし15行目12文字目, 16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目, 2枚目表右側1行目ないし3行目, 3枚目表左側13行目及び14行目, 3枚目裏左側下から2行目及び3行目, 7枚目表左側下から8行目及び9行目, 8枚目表左側下から15行目及び16行目, 9枚目表左側下から5行目及び6行目, 14枚目表2行目ないし15行目12文字目, 16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目, 14枚目裏1行目ないし3行目, 16枚目表12行目及び13行目, 17枚目表下から3行目及び4行目, 24枚目表下から11行目及び12行目, 26枚目表下から18行目及び19行目並びに28枚目表下から9行目及び10行目
平成 年度	3 7 9 12 17 33	5枚目表ないし15枚目裏 6枚目裏ないし11枚目裏 3枚目表 7枚目表及び裏 46枚目表ないし86枚目裏 2枚目表のうち, 各会議名称欄(英文)の記載内容部分を除く全て, 3枚目表2行目ないし15行目12文字目, 16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目, 3枚目裏1行

		目ないし3行目, 5枚目表15行目及び16行目, 8枚目表7行目及び8行目, 13枚目裏17行目及び18行目, 15枚目表下から9行目及び10行目, 17枚目表下から17行目及び18行目, 30枚目表左側2行目ないし15行目12文字目, 16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目, 30枚目表右側1行目ないし3行目, 31枚目表左側15行目及び16行目, 32枚目裏左側7行目及び8行目, 35枚目表右側下から17行目及び18行目, 36枚目表左側下から9行目及び10行目並びに37枚目表左側下から17行目及び18行目
	34	9枚目表, 17枚目表, 23枚目表及び28枚目表
	35	5枚目表, 6枚目表及び8枚目表
	36	10枚目表
	37	6枚目表ないし8枚目表
	44	8枚目表3行目1文字目ないし29文字目, 4行目ないし8行目並びに8枚目裏下から6行目及び7行目
	47	3枚目表ないし26枚目裏
	49	5枚目裏ないし9枚目表
	68	2枚目表左側2行目ないし15行目16文字目, 16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目, 2枚目表右側1行目ないし3行目, 3枚目表右側下から7行目及び8行目, 4枚目裏右側8行目及び9行目, 6枚目裏右側下から16行目及び17行目, 7枚目裏右側16行目及び17行目, 9枚目表左側18行目及び19行目, 16枚目表2行目ないし15行目16文字目, 16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目, 16枚目裏1行目ないし3行目, 18枚目裏下から7行目及び8行目, 21枚目裏8行目及び9行目, 25枚目裏下から12行目及び13行目, 27枚目裏下から16行目及び17行目並びに30枚目表下から11行目及び12行目
平成 27 年度	24	100枚目表ないし120枚目裏のうち, 104枚目表ないし120枚目裏の加筆修正部分を除く全て
	28	4枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17行目ないし最終行目, 4枚目裏1行目ないし3行目, 6枚目表3行目及び4行目, 15枚目表11行目及び12行目, 20枚目裏1行目及び2行目, 23枚目裏下から17行目及び18行目, 26枚目表下から7行目及び8行目, 38枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17行目ないし最終行目, 38枚目裏1行目ないし

		3行目, 40枚目表10行目及び11行目, 50枚目表16行目及び17行目, 55枚目表下から6行目及び7行目, 58枚目裏下から13行目及び14行目並びに61枚目裏14行目及び15行目
36		7枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目及び18行目1文字目ないし3文字目並びに19行目ないし最終行目, 7枚目裏1行目ないし3行目, 9枚目表下から3行目及び4行目, 14枚目表13行目及び14行目, 20枚目表2行目及び3行目, 21枚目裏下から6行目及び7行目, 24枚目表下から5行目及び6行目, 33枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目, 33枚目裏1行目ないし3行目, 35枚目表下から3行目及び4行目, 40枚目表14行目及び15行目, 46枚目表15行目及び16行目, 48枚目表5行目及び6行目, 50枚目裏8行目及び9行目, 61枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目, 61枚目裏1行目ないし3行目, 63枚目表下から3行目及び4行目, 68枚目表14行目及び15行目, 74枚目表13行目及び14行目, 76枚目表3行目及び4行目並びに78枚目裏6行目及び7行目
41		5枚目表, 12枚目表及び16枚目表
47		3枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目, 3枚目裏1行目ないし3行目, 5枚目表下から3行目及び4行目, 10枚目表14行目及び15行目, 16枚目表13行目及び14行目, 18枚目表3行目及び4行目並びに20枚目裏6行目及び7行目
65		4枚目表2行目ないし最終行目, 4枚目裏1行目ないし14行目12文字目及び15行目ないし最終行目, 5枚目表1行目ないし3行目, 6枚目裏10行目及び11行目, 9枚目裏15行目及び16行目, 17枚目表下から12行目及び13行目, 21枚目表12行目及び13行目, 24枚目表下から9行目及び10行目, 35枚目表2行目ないし最終行目, 35枚目裏1行目ないし14行目12文字目及び15行目ないし最終行目, 36枚目表1行目ないし3行目, 37枚目裏10行目及び11行目, 40枚目裏15行目及び16行目, 48枚目表下から9行目及び1

	0行目, 52枚目表15行目及び16行目, 55枚目表下から5行目及び6行目, 67枚目表2行目ないし最終行目, 67枚目裏1行目ないし14行目12文字目及び15行目ないし最終行目, 68枚目表1行目ないし3行目, 69枚目裏10行目及び11行目, 72枚目裏15行目及び16行目, 80枚目表下から9行目及び10行目, 84枚目表15行目及び16行目並びに87枚目表下から6行目及び7行目
68	4枚目表及び9枚目表
71	16枚目表のうち, 15行目及び16行目を除く全て
73	6枚目表及び9枚目表
74	3枚目表
75	7枚目表
85	5枚目表2行目ないし最終行目, 5枚目裏, 6枚目表1行目ないし3行目; 10枚目表下から12行目及び13行目, 15枚目表2行目ないし最終行目, 15枚目裏, 16枚目表1行目ないし3行目, 20枚目表下から11行目及び12行目, 25枚目表2行目ないし最終行目, 25枚目裏, 26枚目表1行目ないし3行目並びに30枚目表下から11行目及び12行目
100	3枚目表2行目ないし最終行目, 3枚目裏1行目ないし13行目10文字目, 14行目1文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目, 4枚目表1行目ないし3行目, 4枚目裏10行目及び11行目, 5枚目裏下から4行目及び5行目, 6枚目裏19行目及び20行目, 7枚目裏14行目及び15行目, 8枚目裏1行目及び2行目, 13枚目表2行目ないし11行目及び13行目, 13枚目裏1行目ないし13行目10文字目, 14行目1文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目, 14枚目表1行目ないし3行目, 15枚目裏4行目及び5行目, 18枚目表9行目及び10行目, 23枚目裏9行目及び10行目, 26枚目裏下から1行目及び2行目, 30枚目裏20行目及び21行目, 42枚目表2行目ないし8行目, 9行目1文字目ないし31文字目, 10行目1文字目ないし30文字目, 11行目1文字目ないし39文字目及び13行目1文字目ないし38文字目, 42枚目裏1行目ないし13行目10文字目, 14行目1文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目, 43枚目表1行目ないし3行目, 44枚目裏4行目及び5行目, 46枚目裏下から9行目及び10行目, 52枚目表下から6行目及び7行目, 5

		5枚目裏1行目及び16行目並びに59枚目表下から1行目及び2行目
平成 28 年度	3.	2枚目表及び18枚目表
	32	2枚目表、3枚目表及び4枚目表の各会議名称欄(英文)の記載内容部分を除く全て; 5枚目表左側2行目ないし最終行目、5枚目表右側1行目ないし16行目10文字目、17行目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目、5枚目裏左側1行目ないし3行目、5枚目裏右側11行目及び12行目、6枚目表右側1行目ないし3行目、6枚目裏右側1行目及び2行目; 8枚目表左側下から8行目及び9行目、8枚目裏右側10行目及び11行目、12枚目表左側2行目ないし最終行目、12枚目表右側1行目ないし16行目10文字目、17行目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目、12枚目裏左側1行目ないし3行目、13枚目表左側下から7行目及び8行目、15枚目表右側4行目及び5行目、16枚目裏右側1行目及び2行目、19枚目裏右側1行目及び2行目、20枚目裏右側下から6行目及び7行目、25枚目表左側2行目ないし最終行目、25枚目表右側1行目ないし16行目10文字目、17行目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目、25枚目裏左側1行目ないし3行目、26枚目表左側下から10行目及び11行目、28枚目表右側6行目及び7行目、29枚目裏右側6行目及び7行目、32枚目裏右側9行目及び10行目並びに34枚目表左側1行目及び2行目
	43	3枚目表ないし8枚目表
	44	3枚目裏
	51	2枚目表左側2行目ないし最終行目、2枚目表右側1行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、2枚目裏左側1行目ないし3行目、30行目及び31行目、3枚目裏左側下から12行目及び13行目、4枚目裏右側16行目及び17行目、5枚目表右側下から13行目及び14行目、5枚目裏右側下から6行目及び7行目、8枚目表左側2行目ないし最終行目、8枚目表右側1行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、8枚目裏左側1行目ないし3行目及び30行目及び31行目、11枚目裏右側下から7行目及び8行目、13枚目裏右側下から1行目及び2行目、15枚目裏右側2

		2行目及び23行目, 17枚目表左側19行目及び20行目, 25枚目表2行目ないし最終行目, 25枚目裏1行目ないし15行目12文字目, 16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目, 26枚目表1行目ないし3行目, 30行目及び31行目, 33枚目表12行目及び13行目, 37枚目表5行目及び6行目, 40枚目裏下から9行目及び10行目並びに43枚目裏1行目及び2行目
86		2枚目表左側2行目ないし最終行目, 2枚目表右側1行目ないし14行目10文字目, 15行目ないし最終行目, 2枚目裏左側1行目ないし3行目, 2枚目裏右側下から4行目及び5行目, 4枚目裏左側5行目及び6行目, 5枚目表右側3行目及び4行目, 5枚目裏左側4行目及び5行目, 6枚目表左側8行目及び9行目, 11枚目表左側2行目ないし最終行目, 11枚目表右側1行目ないし14行目10文字目, 15行目ないし最終行目, 11枚目裏左側1行目ないし3行目, 12枚目表右側13行目及び14行目, 15枚目表左側10行目及び11行目, 16枚目裏右側4行目及び5行目, 17枚目裏右側15行目及び16行目並びに19枚目表右側下から13行目及び14行目
平成 29 年度	2	2枚目表の記載内容部分のうち, 表中の下から1欄目及び2欄目の記載内容部分を除く全て及び2枚目裏の記載内容部分のうち, 表の下から1欄目の記載内容部分を除く全て